

規 程 新 設 理 由 書（資格確認書管理規程）

令和6年12月2日より新たに資格確認書発行が開始されることに伴い、資格確認書管理規程を新設する。資格確認書は、被保険者書と同等の証明書であることから、再発行については、これまで被保険者証の再発行の際に設定していた内容と同等の手数料を設定する。規程新設日については、資格確認書の発行が可能となる令和6年12月2日付とする。

なお、資格確認書管理規程の内容に、再交付費用の徴収に関する規定があり、非保険者の権利義務に関する規程に該当することとなるため、地方厚生（支）局長への届出を行う。